

令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

報告内容

令和5年5月16日(火)に開催した港区いじめ問題対策連絡協議会の内容について報告します。

1 日 時

令和5年5月16日(火) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区役所 911・912・913会議室

3 出席者

港 区 港区教育委員会	区 長 (会長)	武井 雅昭
	副区長 (副会長)	青木 康平
	教育長 (副会長)	浦田 幹男
	保健福祉支援部長	山本 睦美
	みなと保健所長	笠松 恒司
	子ども家庭支援部長	中島 博子
	総務部長	湯川 康生
	学校教育部長	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会長(白金小学校長)	高山 直也
	区立中学校長会長(港南中学校長)	佐々木 希久子
児童相談所	所長	田崎 みどり
P T A	港区立青南小学校PTA会長	加藤 なぎさ
	港区立高陵中学校PTA会長	井上 毅
人権擁護委員	子ども人権委員	菊地 まゆみ
民生・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会長	田中 泉
主任児童委員	部会長代理	柳井 健夫
医 学	医師	武石 恭一

警 察	愛宕警察署長代理生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署長代理生活安全課長	黒木 健次
	高輪警察署長代理生活安全課長	近 将
	麻布警察署長代理生活安全課長	木下 忠之
	赤坂警察署長代理生活安全課長	小池 一嘉
	東京湾岸警察署長代理生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
---------	----------	-------

4 議 事

- (1) 令和5年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料2】
- (3) 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料3】
- (4) 関係部署におけるいじめ防止対策について 【資料4】
(令和4年度の取組報告及び令和5年度の取組予定)
- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

令和4年度のいじめの件数は、小学校は183件となり、昨年度から106件増加した。中学校は17件で昨年度から10件増加した。小中学校のいじめの件数は合計で200件になる。増加の要因として、以下3点が考えられる。

1点目は、各学校が保護者に対していじめの対応等を丁寧に説明し、些細なことでも気づいたらすぐに学校に報告するように周知したことである。

2点目は、教員の子どもの様子を見取る力、いじめの認知力が高まってきたことや、教育委員会は初任者研修、2、3年次研修をはじめ、いじめの認知力を高める研修を実施してきたことである。

3点目は、小学校において学級の規律が維持できず、学級経営が困難になった学校があったことで、いじめにつながるトラブルが多く発生したことが挙げられる。このことから、今年度は新規事業として学校運営支援講師を教育委員会内に配置した。

以上の3点がいじめの件数が増加した要因と考えている。

- (6) 学校における取組について 【資料6】

① 区立小学校長会長（白金小学校長） 高山 直也 委員

・いじめの早期発見、早期対応に向けた組織的な対応について

各学校ではいじめがあることを前提として捉え、どのように早急に対応し解決を目指すかということに取り組んでいる。認知件数が増えていることに関しては一概に状況が悪いということではなく、各学校が感度を高くして、対応を早期にしている。小学校からは4点取組を報告する。

1点目は、特別の教科道徳を、非常に重視している。これを柱として、日常的に児童がいじめ問題について考え、いじめを許さない心の育成を図って

いる。

2点目は、教師がいじめと疑われる個々の案件について、丁寧な見取りを行い、定義に基づき適切にいじめを認知できるよう取り組んでいる。

3点目は、児童の個々の発達段階に応じて、いじめがなぜいけないことなのか、防ぐために自分たちができることは何か、ということを考えて、児童発信型の取組を実践している。

4点目は、保護者への周知である。学校いじめ防止基本方針の周知等を早期に行い、いじめに対する理解・啓発を行い、保護者のいじめに対する感度を高められるよう努めている。また、年間3回のふれあい月間は家庭を巻き込むよう配慮している。

② 区立中学校長会長（港南中学校長） 佐々木 希久子 委員

・いじめの未然防止に向けた組織的な対応について

いじめが起きた場合には、個々に関係者全てに指導する。しかし、それより大切なことは未然防止だと考えている。中学校からは4点取組を報告する。

1点目は、各校で毎月学校生活アンケートを実施している。本校では、タブレット端末を活用して実施している。十分に時間を確保することと、周囲の生徒に記入していることが分からないよう配慮している。

2点目は、生活ノートを生徒に配布し記入している。直接的にいじめについての記入がなくても、気になる生徒については、学校で情報共有できる体制を構築している。

3点目は、多職種による連携を行っている。本校の例としては、毎週1回、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教室の巡回指導教員、特別支援教室専門員等で組織された「いじめ・特別支援委員会」という会議を行っている。議題の記録は全教職員が閲覧できるようにしている。

4点目は、安定・安心の学級を目指し、日常的に自己肯定感を高めるための取組を行っている。一例としては構成的グループエンカウンターを実践し、互いに褒め合う、認め合う、お互いの気持ちを理解し合う、そうした親和的な学級作りを行い、いじめの未然防止に努めている。

(7) 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料7】

(8) 令和5年度港区青少年健全育成活動方針について 【資料8】

5 意見交換

(1) 子ども家庭支援センター所長 石原 輝章 委員

子ども家庭支援センターに入った相談で対応した事例について共有する。

子どもがいじめられているのではないかと心配した保護者から相談があった。相談内容を学校と共有することについて、保護者の了承が得られたため、子ども家庭支援センターの担当者が学校へ状況を説明し、学校での対応を依頼した。そ

の後、担任が関係児童から聞き取りを行い、事実確認の上、指導した。学校から解決したとの報告を受け、子供家庭支援センターとしての対応は終了した。

学校と家庭と子供家庭支援センターの連携がいじめ問題の解決に繋がった事例である。

(2) 東京湾岸警察署長代理生活安全課長 清水 義和

当署は港区の他にも大田区、江東区も一部管轄しているため、港区内の事例とは限らないが、事例を提供する。SNS上での誹謗中傷の事例である。被害者の画像を使った動画を作成し、それに卑猥な文言を書き込んで誰もが見られるようにした事例があった。警察としては、保護者からの相談で認知し、侮辱罪あるいは名誉棄損罪が成立するのではないかとということで対応した。しかし学校では指導の過程で、すべての動画、画像を削除させたということで、警察としては、この件に関しては立件をすることはできなかった。

SNSにまつわる相談、あるいはいじめと認知された場合は、早期に警察へ報告があれば、素早い対応ができると考えている。いじめという表現を使われていても、警察的には犯罪ととらえることがある。SNSを使った誹謗中傷の際は、立件するかどうか別にして、早期に相談するようお願いしたい。

(3) 警視庁麻布警察署長代理 木下 忠之 生活安全課長

私立中学、インターナショナルスクールに関する2件を報告する。私立中学校の件は、1年生の男子生徒が学級で無視されたり、SNS上で悪口を言われたりしていた。また、部活では罰金と称して金銭を徴収されていた。本人から交番に訴えがあり、学校に情報提供し改善を図った。警察から学校に連絡した段階では、担任は本件について管理職等に報告していないことが分かった。学校の中で早期に情報共有を行い、組織的に対応していくことが問題を深刻化させないために重要である。

インターナショナルスクールでの件は、日本人男子児童が、フランス国籍の男子児童に金銭をとられていた。インターナショナルスクールの特徴として、対応のノウハウがないことが多く、解決が図られないなという印象がある。外国籍の保護者の中には外交特権を有する方もいる。今回の件はそうではなかったが、聞き取りするまでに非常に多くの手順が必要になることもある。

(4) 児童相談所所長 田崎 みどり 委員

いじめに関する現状の報告について、いじめの様態の中で強い接触とあるが、具体的にどういうことか。また、強い接触という言葉は、あまり使わない印象があるが、一般的に使わない言葉で統計をとっているのには理由があるかうかがいたい。

<回答>

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

強い接触として計上した中では、つねってあざができたという事例があった。具体的には、下校時に「一緒に帰ろう。」と声をかけたところ断られ、つかみ合いになり、あざができた。このことを強い接触と報告している。各件の程度については、学校から適宜聞き取りを行っている。

強い接触という表現については、例年、国の行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等」の中に様態として示されており、それになっている。

(5) 区立中学校長会長（港南中学校長） 佐々木 希久子 委員

東京湾岸警察署に紹介いただいたケースの場合は、学校で指導を行うと共に、素早く警察に情報提供し、連携して対応することが適切と考える。その際、保護者や子ども本人に警察と連携して対応することについて、意向を確認する必要がある。

いじめの指導では、保護者や当該生徒は、その場では問題が解決したように見えても、あとで相手を処罰したいという思いになることもある。その場合は、どのように対応するのがよいか。

<回答>

東京湾岸警察署長代理生活安全課長 清水 義和

学校と警察が連携する際は、保護者の意向が非常に重要になる。警察から突然連絡がくると、保護者はどこから聞いたのかという話になるので、学校から当該保護者へ事前に意向を確認することが好ましい。

佐々木委員のおっしゃるとおり、一旦その場では問題が収まっても、保護者同士で納得することができず、後で被害届を出すということもある。警察としては、できるだけ早く情報が得られれば、対応を講じることができるので、御相談いただきたい。

令和5年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組

港区（以下「区」という。）及び港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「港区いじめ防止基本方針」（以下「区の基本方針」という。）を定めました。

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見した際、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（法第22条による設置）に対し、当該いじめに係る情報を報告するとともに、学校の組織的な対応を速やかに開始しなければなりません。

このことから、いじめの未然防止はもちろんのこと、発生時の対応等をより明確にするため、「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」（以下「具体的な取組」という。）を以下の通り定めます。

1 いじめの未然防止に向けた取組

区と教育委員会は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、人権教育推進委員会^{※1}で取り組むべき課題や指導の在り方を協議するとともに、人権尊重教育推進校を指定し研究を進め、その成果を各学校に普及させます。

※1) 人権教育推進委員会は、各幼稚園、小中学校の代表者で構成される委員会で、学校教育における人権教育を推進するために、情報交換・資料収集・調査研究等を通じて教職員の人権感覚を磨き、資質の向上を図るものです。

(2) 道徳教育の充実

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する学習を展開し、いじめに正面から向き合うことができるよう指導します。学校に対して具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修等を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するための地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援します。

(3) 体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における体験活動等を支援します。

(4) 学校生活に関する意識調査の活用

WEBQU（心理テスト）を実施し、児童生徒個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得た上で、よりよい学級集団づくりに即時活用し、授業改善を図るとともに、いじめの未然防止に生かします。

(5) 情報モラル教育の推進

インターネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を通じて行われるいじめに学校が対応し、情報モラル教育を推進できるよう、専門家を活用するなどの支援をします。

(6) 児童会・生徒会活動の支援

平成24年12月10日の「港区子どもサミット」で決定した「港いじめ防止子ども宣言」を各学校で有効に活用する機会を設定するとともに、児童生徒自らの主体的な取組を推進するため、

毎年12月に開催している「港区子どもサミット」において引き続きいじめをテーマの一つに設定するなど、各学校の児童会・生徒会活動を支援します。

(7) 教職員の資質の向上

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。そのため、職層研修や生活指導主任会、いじめ防止に関する講演会などを通じて、教職員が適切に対応できるよう研修の充実を図ります。

(8) いじめ防止に関する啓発資料の提供

各学校におけるいじめ防止の取組が確実に行われるよう、参考資料として「いじめ防止リーフレット」を作成し、各学校、保護者、地域の方々に提供します。

「いじめ防止リーフレット」には、いじめを理解するための統計資料に加え、各学校の取組の参考となる、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な内容を示すとともに、児童生徒アンケート、校内研修、保護者会等で活用できる資料を掲載します。

(9) 家庭・地域との緊密な連携・協力

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」に鑑み、家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発していきます。

また、教育委員会は、家庭、地域、関係機関等の連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の開催等を支援します。

保護者をはじめ区民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実します。

2 いじめの早期発見に向けた取組

区と教育委員会は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組を支援するとともに、児童生徒及び保護者がいじめについて、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

(1) ふれあい月間の実施

小中学校において、児童生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、アンケートや面談等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

なお、この取組が充実し、いじめが早期に発見され、早期解決につながるよう、各学校への調査及び指導の支援を行うとともに、いじめ防止を呼びかける横断幕やリーフレット等を活用して保護者や区民へいじめ防止の啓発を図るとともに、いじめ防止に関する情報を提供します。

(2) スクールカウンセラーの配置

いじめ等に関する児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置します。

(3) みなと子ども相談ねっこの開設

子ども家庭支援部子ども家庭支援センターが、区内児童生徒を対象に、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン等を利用した「みなと子ども相談ねっこ」を平成26年6月30日より開始しました。これまでの電話、面接等の相談に加え、子どもに身近なツールを活用し、子どもの困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、一緒に対策を考えていきます。寄せられた相談には、区と教育委員会が連携して問題解決に当たります。

(4) 教育相談の充実

いじめの早期発見及び早期解決に向け、区立教育センターの来所相談及び電話相談、オンライン相談で、児童生徒及び保護者からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて関係機関等との連携を図ります。

(5) 相談機関等の周知

児童生徒及び保護者がいじめの相談機関を身近に感じられるよう、年度当初及びふれあい月間等において、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に相談窓口の周知を行います。

3 いじめの解決に向けた取組

区と教育委員会は、子どもの生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が適切に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。被害児童生徒、保護者への支援、加害児童生徒に対する指導、加害児童生徒の保護者に対する助言、傍観者への指導を適切に実施できるよう、学校を支援してまいります。

(1) 出席停止制度の適切な運用

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該の児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒をはじめ、児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。また、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定変更や区域外就学等、様々な対応を視野に入れて対応を検討します。

出席停止の措置を行う必要がある場合には、別室での個別指導を行うなど、出席停止期間も児童生徒の学習権を保障し、児童生徒と保護者への必要な助言等を行う等、十分な配慮の上で行います。また、当該の児童生徒の出席再開については、個々の事案によって状況が違うため、いじめを受けた児童生徒とその保護者の心情に寄り添いながら判断してまいります。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを各学校に年間43日配置します。また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを家庭等に派遣して、個別に状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

(3) 関係機関等との連携

いじめを行う児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの関係機関等といじめに係る情報や課題を共有し、解決に当たります。

(4) 四者協議会の活用

民生児童委員の担当地区ごとに開催される四者協議会を活用し、学校、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行います。

4 組織等の設置

区と教育委員会は、いじめ防止に係る機関との連携を図るための協議会や6(1)に掲げる重大事態が発生した場合の調査組織等、以下の3つの組織を設置します。

(1) 港区いじめ問題対策連絡協議会【法第14条第1項】

いじめ防止等に係る機関等との連携を図るため、「港区いじめ問題対策連絡協議会」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。

- ・港区立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
- ・いじめの防止等に係る機関等の連携に関する事項
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する事項

(2) 港区教育委員会いじめ問題対策会議【法第14条第3項】

「港区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、港区教育委員会の附属機関として、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「港区教育委員会いじめ問題対策会議」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。

- ・いじめの防止等のための調査研究等、専門的な見地からの審議

・港区が行ういじめ防止等のための対策の支援

(3) 港区教育委員会いじめ問題調査委員会【法第 28 条第 1 項】

学校等から次に掲げる重大事態の報告があった場合は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

(4) 港区いじめ問題調査委員会【法第 30 条 2 項】

区立学校又は「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」が行った調査に対して、必要がある場合は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関として「港区いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。

なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）かつ弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識を有する者をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条に基づき、国の基本方針及び区の基本方針を参照し、当該学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を定めます。

学校の基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・即時対応のあり方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修、保護者や地域等との連携などの事項を定めるなど、いじめの防止等全体に係る内容とします。

また、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、定期的な取組状況の点検と必要に応じた見直しを行います。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置します。

また、学校がいじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要な構成員を加え実施することができます。

なお、日頃からいじめの問題等、生活指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができます。

(3) 学校いじめ対策委員会の役割

学校いじめ対策委員会の役割は、以下の 4 点のとおりです。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（PDC A サイクル）の際に中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
などが挙げられます。

(4) 学校におけるいじめの防止に関する取組

学校におけるいじめの防止に関する取組は、以下の4点の柱に基づいて行うものとします。

① 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめに対して傍観者にならない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・学級活動や児童会（生徒会）活動などで、児童生徒自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会の設定
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、電話連絡、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

② 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

③ 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的な対応
- ・いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・学校いじめ対策委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因究明
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・いじめられた児童生徒の保護者に対する、心理的ストレスの軽減につなげるための支援
- ・いじめた児童生徒の保護者に対する、家庭での指導に関する助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

④ 重大事態への対応

- ・いじめられた児童生徒の生命及び安全の確保
- ・いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は区が行う調査への協力
- ・重大事態発生についての教育委員会への報告

などが挙げられます。

(5) いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

○ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者の立場に立って、心に寄り添い、守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが発生することがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。また、外国人児童生徒が国籍をおく国の情勢や、日本との関係により、不当な差別的言動が起こらないよう適切な指導を行います。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症など、感染症に罹患した児童生徒及び、罹患した家族がいる児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

(7) 学校評議員制度・学校運営協議会制度の活用

保護者や地域住民、学識経験者が学校運営に参画する「学校評議員制度」や、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会制度」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

6 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。教育委員会は、いじめを受けた児童生徒とその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて全力で取り組みます。

(1) 重大事態の報告

学校は、次に掲げる重大事態が発生したと判断した場合には、速やかに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を区長に報告します。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行います。

調査主体は、教育委員会が主体となる場合と学校が主体となる場合があり、教育委員会が調査主体を判断します。なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

調査を開始する前に、被害者・保護者に対し、以下の6点について丁寧に説明します。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

被害者等の意向を踏まえた調査とします。その際、特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明します。ただし、個人情報については、港区個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなどについても説明していきます。

(3) 調査の実施

学校又は教育委員会に設ける調査組織において、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者及び区長に以下の4点について報告します。

- ① 教育委員会において議題とし、総合教育会議において議題として取り扱うこともあわせて検討する。
- ② 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができる。
- ③ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- ④ 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。なお、学校が調査主体となった場合は、区長への報告は教育委員会を通じて行います。
- ⑤ これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(5) 調査結果の説明・公表及び個人情報の保護

調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、港区個人情報保護条例等に照らして適切に判断します。教育委員会及び学校として、港区個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示します。

(6) 調査結果を踏まえた対応

調査結果において、いじめが認定された場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行います。また、教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教育委員会は、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等にかかる報告を東京都教育委員会に行います。

(7) 港区いじめ問題調査委員会による再調査

再調査を行う必要があると考えられる場合については、次の4点です。

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない。
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない。

③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない。

④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある。

ただし、上記①～④の場合であっても、港区いじめ問題調査委員会による再調査ではなく、港区教育委員会いじめ問題調査委員会において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うこともあります。

7 取組の評価・改善

区と教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、学校評価の結果等を元に指導するとともに、区のいじめ防止の取組を定期的に評価・改善します。

- (1) いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるよう、各学校の実施する学校評価に、いじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を共通の項目として設定します。
- (2) 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教職員による日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。
- (3) 教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組を進める上で、学校運営の改善が図られるよう、学校訪問や第三者評価委員による外部評価を活用し、校長等への指導・助言を行います。
- (4) 区及び教育委員会は、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、ホームページ等で公開します。また、区の基本方針についても、評価、修正、改善をしていきます。

令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について

1 スケジュール及び内容について

(1) 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和4年5月17日(火) 午前10時から11時まで
会 場 港区役所 9階 会議室

議 事 (報告事項)

- ① 令和4年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について
- ② 令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について
- ③ 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- ④ 関係部署におけるいじめ防止対策について
(令和3年度の取組報告及び令和4年度の取組予定)
- ⑤ いじめに関する現状について
- ⑥ 学校における取組について
- ⑦ 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について
- ⑧ 令和4年度港区青少年健全育成活動方針について

(2) 令和4年度港区教育委員会いじめ問題対策会議

【第1回】

日 時 令和4年6月28日(火) 午前10時から11時まで
会 場 港区立教育センター4階 研修室1・2

議 事 (報告事項)

- ① 令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施について
- ② 令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について
- ③ 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- ④ 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について
- ⑤ いじめに関する現状について
- ⑥ 学校における取組(協議会の報告を受けて)について
- ⑦ 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について
- ⑧ 令和4年度港区青少年健全育成活動方針について

【第2回】

日 時 令和4年11月11日(金) 午前10時から11時まで
会 場 港区立教育センター 4階 研修室1・2

議 事 (報告事項)

- ① いじめに関する現状について学校で起きたいじめの事例について
- ② 学校で起きたいじめの事例について
- ③ 情報モラルに関する実態調査の結果について
- ④ 2学期における学校のいじめへの対応について
- ⑤ 令和4年度「子どもの権利」と「みなと子ども相談ねっと」に関する認知度調査結果(速報値)について

【第3回】

日 時 令和5年2月3日(金)
会 場 港区立教育センター 4階 研修室1・2

議 事 (報告事項)

- ① いじめに関する現状について
- ② 学校で起きたいじめの事例について
- ③ 3学期における学校のいじめへの対応について
- ④ 令和4年度「子どもの権利」及び「みなと子ども相談ねっと」に関する認知度調査結果について
- ⑤ 生徒指導提要の改訂について

2 構成員について

(1) 令和4年度 港区いじめ問題対策連絡協議会

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	区 長(会長)	武井 雅昭
	副区長(副会長)	青木 康平
	教育長(副会長)	浦田 幹男
	保健福祉支援部長	湯川 康生
	みなと保健所長	太田 留奈
	子ども家庭支援部長	中島 博子
	総務部長	新宮 弘章
	学校教育部長	上村 隆
	子ども家庭課長	白井 隆司
	子ども家庭支援センター所長	安達 佳子
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会長(白金小学校長)	吉野 達雄
	区立中学校長会長(青山中学校長)	中田 和直
	区内私立中学校長代表者(広尾学園中学校校長)	南風原 朝和
港区児童相談所	所長	田崎 みどり
PTA	港区立白金小学校PTA会長	伊藤 光一
	港区立青山中学校PTA会長	関本 造明
人権擁護委員	子ども人権委員	小林 元子
民生・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会長	野尻 三重子
青少年委員	会長	寺西 伸政
主任児童委員	部会長	宇野 宏
医 学	医師	武石 恭一
警 察	愛宕警察署長	江口 博行
	三田警察署長	鈴木 秀樹
	高輪警察署長	古川 嘉長
	麻布警察署長	小池 康弘
	赤坂警察署長	太田 一豊
	東京湾岸警察署長	村元 千恵子

(2) 令和4年度 港区教育委員会いじめ問題対策会議

分野	構成員	
港区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	総務部長(副会長)	新宮 弘章
	学校教育部長(副会長)	上村 隆
	子ども家庭課長	白井 隆司
	子ども家庭支援センター所長	安達 佳子
	人権・男女平等参画担当課長	藤咲 絢介
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(南山小学校長)	難波 明夫
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	林 もも子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	面川 典子
警 察	愛宕警察署生活安全課長	河合 伸彦
	三田警察署生活安全課長	新保 謙治
	高輪警察署生活安全課長	二本柳 欣也
	麻布警察署生活安全課長	木下 忠之
	赤坂警察署生活安全課長	後藤 義英
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港 区	芝地区総合支所管理課長	鈴木 健
	麻布地区総合支所管理課長	櫻庭 靖之
	赤坂地区総合支所管理課長	重富 敦
	高輪地区総合支所管理課長	沼倉 賢司
	芝浦港南地区総合支所管理課長	増田 裕士
区内私立学校代表	広尾学園中学校副校長	金子 暁
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

○管理課長は、毎回1～2名ずつ参加いただく。

(3) 令和4年度 港区教育委員会いじめ問題調査委員会

分野	構成員	
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	林 もも子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	面川 典子

令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

1 スケジュール及び内容について

(1) 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和5年5月16日(火) 午前10時から11時まで
会 場 港区役所 9階 会議室

議 事

- ① 令和5年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について
- ② 令和4年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について
- ③ 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- ④ 関係部署におけるいじめ防止対策について
(令和4年度の取組報告及び令和5年度の取組予定)
- ⑤ いじめに関する現状について
- ⑥ 学校における取組について
- ⑦ 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について
- ⑧ 令和5年度港区青少年健全育成活動方針について

(2) 令和5年度港区教育委員会いじめ問題対策会議

【第1回】

- 日 時 令和5年6月27日(火) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 委員紹介
③ 議事
ア 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告
(5月16日に開催)
イ 令和5年度港区教育委員会いじめ問題対策会議運営方法について
・組織について
・年間スケジュールについて
ウ 令和4年度ふれあい月間の報告について
エ 各機関からの情報提供
④ 意見交換

【第2回】

- 日 時 令和5年11月10日(金) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 議事
ア いじめに関する現状について(4月から6月の件数及び傾向)
イ いじめの校内委員会の実施状況について
ウ 2学期における学校のいじめの現状、事例等について
③ 意見交換

【第3回】

- 日 時 令和6年2月2日(金) 午前10時
会 場 港区立教育センター(虎ノ門3-6-9)
内 容 ① 会長あいさつ
② 議事
ア いじめに関する現状について(7月から11月の件数及び傾向)
イ いじめの校内委員会の実施状況について
ウ 3学期における学校のいじめの現状、事例等について
③ 意見交換

2 構成員について（※印は今年度からの委員）

(1) 令和5年度 港区いじめ問題対策連絡協議会

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	区 長(会長)	武井 雅昭
	副区長(副会長)	青木 康平
	教育長(副会長)	浦田 幹男
	保健福祉支援部長	山本 睦美※
	みなと保健所長	笠松 恒司※
	子ども家庭支援部長	中島 博子
	総務部長	湯川 康生※
	学校教育部長	吉野 達雄※
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展※
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章※
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会長(白金小学校長)	高山 直也※
	区立中学校長会長(港南中学校長)	佐々木 希久子※
	区内私立中学校長代表者(広尾学園中学校校長)	南風原 朝和
児童相談所	所長	田崎 みどり
PTA	港区立青南小学校PTA会長	加藤 なぎさ※
	港区立高陵中学校PTA会長	井上 毅※
人権擁護委員	子ども人権委員	菊地 まゆみ※
民生・児童委員	民生委員・児童委員連絡協議会長	田中 泉※
青少年委員	会長	芝 耕太郎※
主任児童委員	部会長	河野 奈穂美※
医 学	医師	武石 恭一
警 察	愛宕警察署長	鈴木 俊明※
	三田警察署長	大石 光泰※
	高輪警察署長	古川 嘉長
	麻布警察署長	小池 康弘
	赤坂警察署長	太田 一豊
	東京湾岸警察署長	佐藤 政延※

(2) 令和5年度 港区教育委員会いじめ問題対策会議

分野	構成員	
港区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	総務部長(副会長)	湯川 康生※
	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄※
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展※
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章※
	人権・男女平等参画担当課長	藤咲 絢介
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵※
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	佐藤 静※
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香※
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也※
	三田警察署生活安全課長	黒木 健次※
	高輪警察署生活安全課長	近 将※
	麻布警察署生活安全課長	木下 忠之
	赤坂警察署生活安全課長	小池 一嘉※
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

分野	構成員	
港 区	芝地区総合支所管理課長	小野口 敬一※
	麻布地区総合支所管理課長	佐々木 貴浩※
	赤坂地区総合支所管理課長	重富 敦
	高輪地区総合支所管理課長	桜庭 靖之※
	芝浦港南地区総合支所管理課長	金田 耕治郎※
区内私立学校代表	広尾学園中学校副校長	金子 暁
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

○管理課長は、毎回1～2名ずつ参加いただく。

(3) 令和5年度 港区教育委員会いじめ問題調査委員会

分野	構成員	
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	佐藤 静※
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香※

関係部署におけるいじめ防止対策について
(令和4年度の取組報告及び令和5年度の取組予定)

1 令和4年度の取組

(1) 教育人事企画課

- ・ 学校生活アンケートの実施
- ・ 学習者用タブレット端末を利用した心理検査（WEBQU）の実施
- ・ ふれあい（いじめ防止強化）月間の実施
- ・ 電話相談等の周知の充実 ・ オンライン教育相談の推進
- ・ 都費及び区費スクールカウンセラーによる小学校4・5学年、中学校1・2学年の全員面接の実施

(2) 子ども家庭支援センター

- ・ 子どもの権利についての啓発活動 ・ いじめ・児童虐待防止キャンペーン
- ・ 要保護児童対策地域協議会 ・ 子どもが相談しやすい体制の充実
- ・ みなと子ども相談ねっと

(3) 子ども家庭課（令和5年度より「子ども若者支援課」）

- ・ 港区青少年健全育成活動方針策定
- ・ 児童館・学童クラブ等での子どもや保護者が相談しやすい体制の充実
- ・ 児童館・学童クラブ等と学校や子ども家庭支援センターとの連携・情報共有

(4) 人権・男女平等参画担当

- ・ 子ども向け人権啓発冊子配布 ・ 人権の花運動 ・ 人権啓発パネル展
- ・ 人権メッセージ ・ 子ども人権 SOS ミニレター ・ 人権作文コンテスト
- ・ 広報みなと「人権コラム」の掲載

(5) 健康推進課

- ・ 精神保健福祉相談（来所・訪問・予約制）
- ・ 思春期こころのケアネットワーク会議
- ・ 精神保健福祉講演会（思春期講演会）

(6) 障害者福祉課

- ・ 障害者週間記念事業、障害者週間ポスター原画作品展
- ・ 啓発マンガ「みなとも」障害者差別解消事例集の作成、配布
- ・ 手話を知ろう！～みんながもっとつながるために～の作成、配布

2 令和5年度の主な取組予定

- ・ 学校生活アンケートの実施
- ・ 学習者用タブレット端末を利用した心理検査（WEBQU）の実施
- ・ いじめ、児童虐待防止キャンペーンの工夫（イベントの開催）
- ・ 障害者の権利擁護の推進
- ・ 港区青少年健全育成活動の推進
- ・ 学級経営支援講師の配置【新規追加】

いじめに関する現状について

1 港区立小・中学校におけるいじめの推移

港区が独自に実施した「令和4年度いじめ・不登校調査」の結果について報告します。なお、調査は「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を参考にしています。

※令和4年度は、暫定値

	小学校						中学校					
	港区			全国			港区			全国		
	全児童数	件数	発生率 (%)	全児童数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)
平成21年度	6,184	21	0.33	7,063,606	34,766	0.49	1,688	9	0.53	3,612,747	32,111	0.89
平成22年度	6,373	15	0.23	6,993,376	36,909	0.53	1,693	17	1.00	3,572,652	33,323	0.93
平成23年度	6,496	17	0.26	6,887,292	33,124	0.48	1,743	6	0.34	3,589,774	30,749	0.86
平成24年度	6,586	24	0.36	6,764,619	117,384	1.74	1,830	9	0.49	3,569,010	63,634	1.78
平成25年度	6,803	23	0.33	6,676,920	118,748	1.78	1,863	13	0.69	3,552,455	55,248	1.56
平成26年度	7,224	12	0.16	6,600,006	122,734	1.86	1,897	16	0.84	3,520,730	52,971	1.50
平成27年度	7,615	20	0.26	6,543,104	151,692	2.32	1,847	12	0.63	3,481,839	59,502	1.70
平成28年度	8,014	18	0.22	6,491,834	237,256	3.65	1,874	6	0.32	3,426,962	71,309	2.08
平成29年度	8,603	31	0.36	6,463,416	317,121	4.91	1,973	9	0.45	3,357,435	80,424	2.40
平成30年度	9,116	42	0.46	6,451,187	425,844	6.60	1,991	21	1.05	3,279,186	97,704	2.98
令和元年度	9,423	65	0.68	6,395,842	484,545	7.58	2,003	19	0.94	3,248,093	102,738	3.16
令和2年度	9,836	49	0.49	6,329,278	420,897	6.65	2,053	7	0.34	3,248,072	80,877	2.49
令和3年度	10,161	77	0.76	6,262,256	500,562	7.99	2,180	7	0.32	3,266,896	97,937	3.00
令和4年度	10,334	183	1.77				2,193	17	0.77			

[注]発生率 (%) = (認知件数 / 全児童生徒数) × 100 により算出

[注]港区データは港区独自の調査の結果より抜粋

[注]全国データは「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の結果より抜粋

※小・中学校のいじめの認知件数は200件（前年度84件）となり、前年度に比べ116件増加しました。増加の要因として、3点挙げられます。1点目は、各学校が保護者に対していじめの対応等を丁寧に周知していったこと。2点目は、教員の子どもの様子を見取る力（いじめの認知力）が高まったこと。3点目は、小学校において、学習規律の維持ができず、学級経営が困難となった学校があったことが考えられます。

2 令和4年度のいじめ調査結果

港区が独自に実施した「令和4年度いじめ・不登校調査」のいじめ調査の結果は以下のとおりです。

(1) 件数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	36件	34件	26件	26件	30件	31件	183件
中学校	4件	8件	5件				17件

(2) 発覚のきっかけ

	小学校		中学校		合計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
本人による報告 (アンケートを含む)	25件	59件	1件	3件	26件	62件
保護者からの訴え	32件	92件	2件	1件	34件	93件
教員による発見	16件	26件	4件	8件	20件	34件
他の児童・生徒情報	3件	5件	0件	5件	3件	10件
その他	1件	1件	0件	0件	1件	1件

(3) 様態 ※複数回答あり

	小学校		中学校		合計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
悪口や嫌なことを言われる (からかい、ちょっかいを含む)	63件	132件	6件	11件	69件	69件
仲間はずれ、無視	17件	34件	0件	4件	17件	17件
軽い接触	21件	54件	0件	3件	21件	21件
強い接触	11件	20件	1件	1件	12件	12件
金品のたかり	1件	5件	1件	1件	2件	2件
物品へのいたづら	7件	21件	0件	0件	7件	7件
嫌なことを強要	2件	11件	0件	1件	2件	2件
ネット関連でのいたづら	3件	4件	2件	4件	5件	5件

資料 5-2

港区立学校に在籍する幼児・児童・生徒数等について

1 学級数及び園児・児童・生徒数（総括表）

	令和5年度		令和4年度		増減	
	学級数 (学級)	在籍者数 (人)	学級数 (学級)	在籍者数 (人)	学級数 (学級)	在籍者数 (人)
幼稚園	42	710	47	833	△5	△123
小学校	342	10,611	333	10,306	9	305
中学校	73	2,263	72	2,189	1	74
合計	457	13,584	452	13,328	5	256

※ 幼稚園については4月10日現在

※ 小・中学校については4月7日現在

※ 通級指導学級の児童・生徒は含みません。

※ 特別支援学級の学級数及び児童・生徒数は7ページに掲載

2 区立幼稚園の学級数及び園児数

幼稚園	年度	3 歳 児				4 歳 児				5 歳 児				合 計			増 減	
		抽選 (注)	学級数 (学級)	定員 (人)	園児数 (人)	抽選 (注)	学級数 (学級)	定員 (人)	園児数 (人)	抽選 (注)	学級数 (学級)	定員 (人)	園児数 (人)	学級数 (学級)	定員 (人)	園児数 (人)	学級数 (学級)	園児数 (人)
赤 羽	5					1	30	7		1	30	18	2	60	25			
	4					1	30	18		1	30	18	2	60	36	0	△ 11	
芝 浦	5		1	35	30	1	30	18		2	60	35	4	125	83			
	4		1	35	22	2	60	35		2	60	34	5	155	91	△ 1	△ 8	
高 輪	5		1	25	16	1	30	11		1	30	15	3	85	42			
	4		1	25	7	1	30	16		1	30	29	3	85	52	0	△ 10	
白 金 台	5		2	50	35	2	60	26		2	60	41	6	170	102			
	4		2	50	21	2	60	42		2	60	45	6	170	108	0	△ 6	
三 光	5		1	25	12	1	30	14		1	30	19	3	85	45			
	4		1	25	15	1	30	18		1	30	16	3	85	49	0	△ 4	
港 南	5		2	50	27	2	60	37		2	60	31	6	170	95			
	4		2	50	35	2	60	33		2	60	45	6	170	113	0	△ 18	
麻 布	5		1	25	21	1	30	21		1	30	29	3	85	71			
	4		1	25	22	1	30	27		2	60	42	4	115	91	△ 1	△ 20	
南 山	5	○	1	25	25	1	30	26		1	30	26	3	85	77		3	
	4	○	1	25	25	1	30	22		1	30	27	3	85	74	0		
本 村	5					1	30	4		1	30	2	2	60	6			
	4					1	30	5		1	30	6	2	60	11	0	△ 5	
中 之 町	5		1	25	17	1	30	27		2	60	37	4	115	81			
	4		2	50	26	2	60	34		2	60	36	6	170	96	△ 2	△ 15	
青 南	5		1	25	16	1	30	18		1	30	18	3	85	52			
	4		1	25	19	1	30	19		2	60	38	4	115	76	△ 1	△ 24	
にじのはし	5		1	25	10	1	25	10		1	25	11	3	75	31			
	4		1	25	10	1	25	11		1	25	15	3	75	36	0	△ 5	
合 計	5		12	310	209	14	415	219		16	475	282	42	1,200	710			
	4		13	335	202	16	475	280		18	535	351	47	1,345	833	△ 5	△ 123	
増 減	5																	
	4		△ 1	△ 25	7	△ 2	△ 60	△ 61		△ 2	△ 60	△ 69	△ 5	△ 145	△ 123			
充 足 率 ※ 2	5		67%			53%			59%			59%						
	4		60%			59%			66%			62%						

(注) …○印のある幼稚園は、定員を超える応募があったため抽選を実施しました。

※ 4月10日現在

※ 充足率：定員に対する在籍数の割合

3 区立小学校（特別支援学級を除く）の学級数及び児童数

小学校	年度	抽選 (注)	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		増減	
			学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)
御成門	5		3	92	3	84	3	76	2	69	2	74	2	52	15	447		
	4		3	87	3	78	3	71	2	70	2	52	2	58	15	416	0	31
芝	5		3	81	3	89	3	84	3	74	2	65	2	57	16	450		
	4		3	89	3	83	3	74	2	71	2	60	2	65	15	442	1	8
赤羽	5		4	139	3	100	3	92	3	95	3	89	2	75	18	590		
	4		3	104	3	96	3	95	3	96	2	73	2	66	16	530	2	60
芝浦	5		4	132	5	155	5	175	4	139	4	148	5	173	27	922		
	4		5	151	6	176	5	146	4	147	5	180	5	165	30	965	△ 3	△ 43
芝浜	5	○	5	145	4	127	3	91	2	57	2	62	1	38	17	520		
	4	○	4	127	3	87	2	52	2	61	1	35	1	15	13	377	4	143
御田	5		2	70	2	61	3	83	3	84	2	59	2	69	14	426		
	4		2	65	3	84	3	85	2	61	2	70	2	77	14	442	0	△ 16
高輪台	5	○	5	155	4	119	4	128	3	103	4	136	3	101	23	742		
	4	○	4	119	4	128	4	108	4	133	3	102	3	115	22	705	1	37
白金	5	○	4	131	4	116	5	143	4	124	3	116	3	112	23	742		
	4	○	4	116	5	141	4	125	4	122	3	112	3	96	23	712	0	30
白金の丘学園 白金の丘	5		4	130	4	126	4	122	4	122	4	124	3	112	23	736		
	4	○	4	118	4	118	4	124	4	134	3	107	4	134	23	735	0	1
港南	5		6	205	7	227	6	210	6	204	6	215	6	220	37	1,281		
	4		7	229	7	211	6	208	6	222	6	222	6	233	38	1,325	△ 1	△ 44
麻布	5		2	65	2	62	3	73	2	48	2	52	2	61	13	361		
	4		2	69	3	71	2	50	2	54	2	63	1	33	12	340	1	21
南山	5		2	49	2	47	2	57	2	60	2	44	1	34	11	291		
	4		2	51	2	58	2	58	2	44	1	35	1	38	10	284	1	7
本村	5	○	2	70	2	59	2	59	2	49	2	66	2	55	12	358		
	4	○	2	61	2	59	2	50	2	65	2	57	2	62	12	354	0	4
筈	5		3	76	3	95	3	85	3	94	3	84	2	72	17	506		
	4		3	93	3	80	3	90	3	83	2	74	3	89	17	509	0	△ 3
東町	5	○	3	75	3	81	3	75	3	83	2	77	2	69	16	460		
	4		3	82	3	77	3	81	2	74	2	72	2	69	15	455	1	5
赤坂	5		4	119	3	104	3	95	3	86	3	82	3	95	19	581		
	4		4	108	3	96	3	86	3	81	3	95	2	67	18	533	1	48
青山	5		1	24	1	22	1	32	1	32	1	20	2	49	7	179		
	4		1	23	1	29	1	30	1	22	2	47	1	38	7	189	0	△ 10
青南	5		4	138	4	127	4	106	4	106	3	103	3	100	22	680		
	4		4	124	4	107	4	106	3	107	3	94	3	96	21	634	1	46
お台場学園 港陽	5		2	44	2	55	2	62	2	58	2	64	2	56	12	339		
	4		2	59	2	60	2	59	2	63	2	55	2	63	12	359	0	△ 20
合計	5		63	1,940	61	1,856	62	1,848	56	1,687	52	1,680	48	1,600	342	10,611		
	4		62	1,875	64	1,839	59	1,698	53	1,710	48	1,605	47	1,579	333	10,306	9	305
増減			1	65	△ 3	17	3	150	3	△ 23	4	75	1	21	9	305		

(注) …○印のある学校は、新入学時の学校選択希望制において抽選を実施しました。

※ 4月7日現在

4 区立中学校（特別支援学級を除く）の学級数及び生徒数

中学校	年度	抽選 (注)	1年		2年		3年		合計		増減	
			学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)
御成門	5		3	101	3	93	2	79	8	273		
	4		3	92	2	76	3	103	8	271	0	2
三田	5		3	96	3	97	3	109	9	302		
	4	○	3	100	3	105	3	97	9	302	0	0
高松	5		3	97	3	98	3	89	9	284		
	4	○	3	90	3	84	3	102	9	276	0	8
港南	5		4	112	3	106	4	124	11	342		
	4		4	107	4	121	3	114	11	342	0	0
白金の丘学園 白金の丘	5		2	75	2	68	2	72	6	215		
	4		2	71	2	71	2	53	6	195	0	20
六本木	5		3	94	3	87	2	69	8	250		
	4	○	3	86	2	67	2	80	7	233	1	17
高陵	5		3	76	2	69	3	95	8	240		
	4		2	70	3	95	3	97	8	262	0	△ 22
赤坂	5		2	45	2	43	1	39	5	127		
	4	○	2	43	1	34	1	21	4	98	1	29
青山	5		1	38	2	45	2	45	5	128		
	4		2	42	2	42	2	42	6	126	△ 1	2
お台場学園 港陽	5		1	35	1	26	2	41	4	102		
	4		1	24	2	42	1	18	4	84	0	18
合計	5		25	769	24	732	24	762	73	2,263		
	4		25	725	24	737	23	727	72	2,189	1	74
増減			0	44	0	△ 5	1	35	1	74		

(注) …○印のある学校は、新入学時の学校選択希望制において抽選を実施しました。

※ 4月7日現在

5 区立小学校（日本語学級）の学級数及び児童数

小学校	年度	児 童 数 (人)						合 計		増 減	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)
麻 布	5	0	3	5	3	4	3	1	18		
	4	0	7	3	6	3	3	2	22	△ 1	△ 4
筭	5	4	6	5	4	6	4	2	29		
	4	0	3	5	8	3	6	2	25	0	4
合 計	5	4	9	10	7	10	7	3	47		
	4	0	10	8	14	6	9	4	47	△ 1	0
増 減		4	△ 1	2	△ 7	4	△ 2	△ 1	0		

※ 4月7日現在

6 区立中学校（日本語学級）の学級数及び生徒数

中学校	年度	生徒数 (人)			合 計		増 減	
		1 年	2 年	3 年	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)
六 本 木	5	10	12	7	2	29		
	4	8	6	7	2	21	0	8
増 減		2	6	0	0	8		

※ 4月7日現在

7 区立小学校（特別支援学級）の学級数及び児童数

種別	固定通級	小学校	年度	児童数（人）						合計		増減	
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)
知的障害	固定学級	赤羽	5	4	3	1	0	1	0	2	9	1	1
			4	1	1	0	2	1	3	1	8		
知的障害	固定学級	高輪台	5	0	0	2	0	1	0	1	3	0	△1
			4	2	2	0	0	0	0	1	4		
知的障害	固定学級	港南	5	7	8	2	7	6	6	5	36	0	1
			4	6	2	6	5	6	10	5	35		
知的障害	固定学級	本村	5	1	4	2	4	3	4	3	18	1	2
			4	4	2	2	3	4	1	2	16		
知的障害	固定学級	青山	5	4	4	4	4	5	7	4	28	0	0
			4	4	4	4	4	8	4	4	28		
知的障害	固定学級	港陽	5	2	1	1	2	1	0	1	7	0	2
			4	1	1	1	0	0	2	1	5		
小計			5	18	20	12	17	17	17	16	101	2	5
			4	18	12	13	14	19	20	14	96		
難聴	通級指導学級	御成門	5	1	4	0	4	1	1	1	11	0	4
			4	1	0	4	1	1	0	1	7		
言語障害	通級指導学級	御成門	5	4	14	6	6	3	3	2	36	0	1
			4	5	11	9	7	2	1	2	35		
小計			5	5	18	6	10	4	4	3	47	0	5
			4	6	11	13	8	3	1	3	42		
合計			5	23	38	18	27	21	21	19	148	2	10
			4	24	23	26	22	22	21	17	138		
増減				△1	15	△8	5	△1	0	2			

※ 4月7日現在

8 区立中学校（特別支援学級）の学級数及び生徒数

種別	固定通級	中学校	年度	生徒数（人）			合計		増減	
				1年	2年	3年	学級数(学級)	生徒数(人)	学級数(学級)	生徒数(人)
知的障害	固定学級	高松	5	0	3	0	1	3	0	0
			4	3	0	0	1	3		
知的障害	固定学級	港南	5	5	2	4	2	11	0	△2
			4	2	4	7	2	13		
知的障害	固定学級	六本木	5	4	5	5	2	14	0	△2
			4	6	7	3	2	16		
知的障害	固定学級	青山	5	2	6	2	2	10	0	1
			4	6	2	1	2	9		
知的障害	固定学級	港陽	5	5	0	1	1	6	0	4
			4	1	1	0	1	2		
自閉症・情緒障害	固定学級	赤坂	5	3	5	4	2	12	0	△1
			4	6	4	3	2	13		
小計			5	19	21	16	10	56	0	0
			4	24	18	14	10	56		
難聴	通級指導学級	御成門	5	0	0	1	1	1	0	△2
			4	1	1	1	1	3		
合計			5	19	21	17	11	57	0	△2
			4	25	19	15	11	59		
増減				△6	2	2	0	△2		

※ 4月7日現在

9 区立小・中学校の特別支援教室利用児童・生徒数

小学校	年度	児童数 (人)						合計	増減	中学校	年度	生徒数 (人)			合計	増減
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童数 (人)	児童数 (人)			1年	2年	3年	生徒数 (人)	生徒数 (人)
御成門	5	0	6	6	5	0	0	17		御成門	5	6	4	5	15	
	4	1	3	5	5	1	3	18	△ 1		4	5	8	5	18	△ 3
芝	5	1	8	9	4	2	1	25		三田	5	6	0	3	9	
	4	3	6	5	4	3	6	27	△ 2		4	1	4	5	10	△ 1
赤羽	5	2	0	0	3	0	1	6		高松	5	2	1	1	4	
	4	0	1	2	0	4	2	9	△ 3		4	1	1	2	4	0
芝浦	5	0	8	9	10	5	9	41		港南	5	4	4	1	9	
	4	1	9	9	6	11	9	45	△ 4		4	6	2	3	11	△ 2
芝浜	5	1	8	5	7	4	0	25		白金の丘学園 白金の丘	5	5	0	3	8	
	4	1	5	5	1	1	3	16	9		4	0	2	6	8	0
御田	5	0	0	3	11	2	3	19		六本木	5	3	5	1	9	
	4	0	3	5	3	5	9	25	△ 6		4	3	1	1	5	4
高輪台	5	2	4	3	9	2	3	23		高陵	5	4	6	5	15	
	4	1	1	3	4	7	7	23	0		4	6	5	2	13	2
白金	5	0	4	5	5	0	1	15		赤坂	5	4	0	0	4	
	4	1	6	7	2	1	1	18	△ 3		4	0	0	1	1	3
白金の丘学園 白金の丘	5	2	1	3	4	2	1	13		青山	5	2	4	4	10	
	4	0	1	4	3	1	6	15	△ 2		4	1	5	6	12	△ 2
港南	5	1	11	9	8	6	9	44		お台場学園 港陽	5	1	2	0	3	
	4	1	7	11	12	10	6	47	△ 3		4	3	0	3	6	△ 3
麻布	5	0	0	3	0	1	3	7		合計	5	37	26	23	86	
	4	0	2	0	2	3	2	9	△ 2		4	26	28	34	88	△ 2
南山	5	0	1	4	2	4	0	11		増減		11	△ 2	△ 11	△ 2	
	4	0	6	3	6	2	1	18	△ 7							
本村	5	0	4	4	2	2	10	22								
	4	1	2	3	5	9	5	25	△ 3							
筈	5	0	4	4	8	4	8	28								
	4	0	1	7	4	10	7	29	△ 1							
東町	5	0	5	7	6	5	4	27								
	4	1	3	3	3	4	3	17	10							
赤坂	5	1	2	4	3	3	1	14								
	4	0	2	4	5	5	2	18	△ 4							
青山	5	1	0	4	6	2	5	18								
	4	0	1	6	1	5	0	13	5							
青南	5	0	2	5	9	4	4	24								
	4	0	2	8	4	2	3	19	5							
お台場学園 港陽	5	1	5	4	4	4	0	18								
	4	1	2	4	6	0	5	18	0							
合計	5	12	73	91	106	52	63	397								
	4	12	63	94	76	84	80	409	△ 12							
増減		0	10	△ 3	30	△ 32	△ 17	△ 12								

※ 4月7日現在

「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について

1 みなと子ども相談ねっとの利用状況

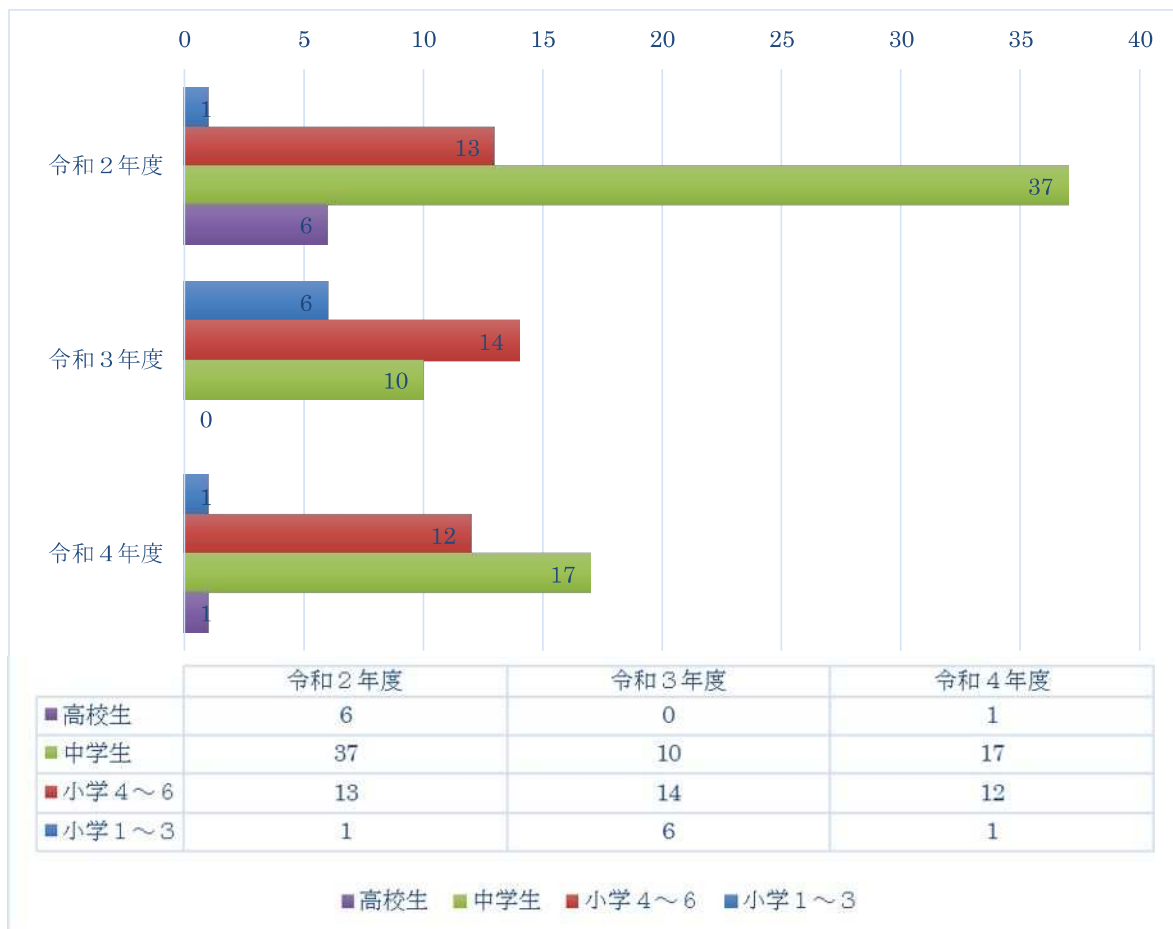
(1) 実績

(件)

	登録者総数	やり取り総数	延べ相談者数
令和2年度	184人	449回	57人
令和3年度	205人	134回	30人
令和4年度	153人	231回	31人

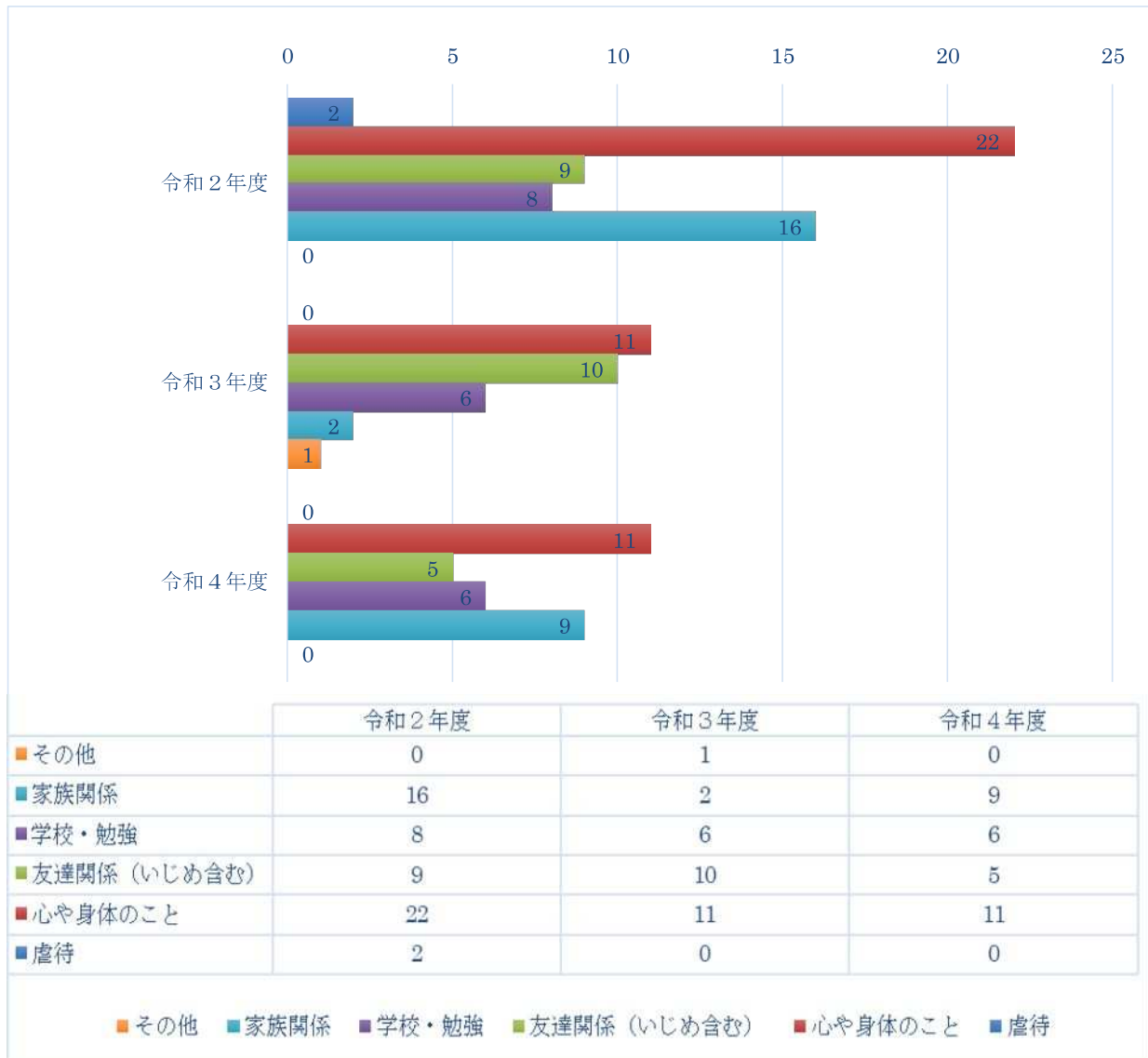
(2) 学年別相談件数

(件)



(3) 相談内容別件数

(件)



2 みなと子ども相談ねっこの認知度調査について

(1) 調査概要

(ア) 調査の目的

「子どもの権利条約」及び「みなと子ども相談ねっこ」に関する、児童・生徒の認知度を把握するとともに、「子どもの権利条約」及び「みなと子ども相談ねっこ」について周知・啓発する機会とします。

(イ) 調査対象者

区立小・中学校に在籍している全児童・生徒

(令和4年11月1日現在で、児童10,332人、生徒2,210人)

※特別支援学級は可能な範囲で調査

(ウ) 調査期間

令和4年10月27日(木)～11月9日(水)

(エ) 調査方法

各学校にて学習用タブレット端末で、学級ごとに実施

(オ) 回答人数

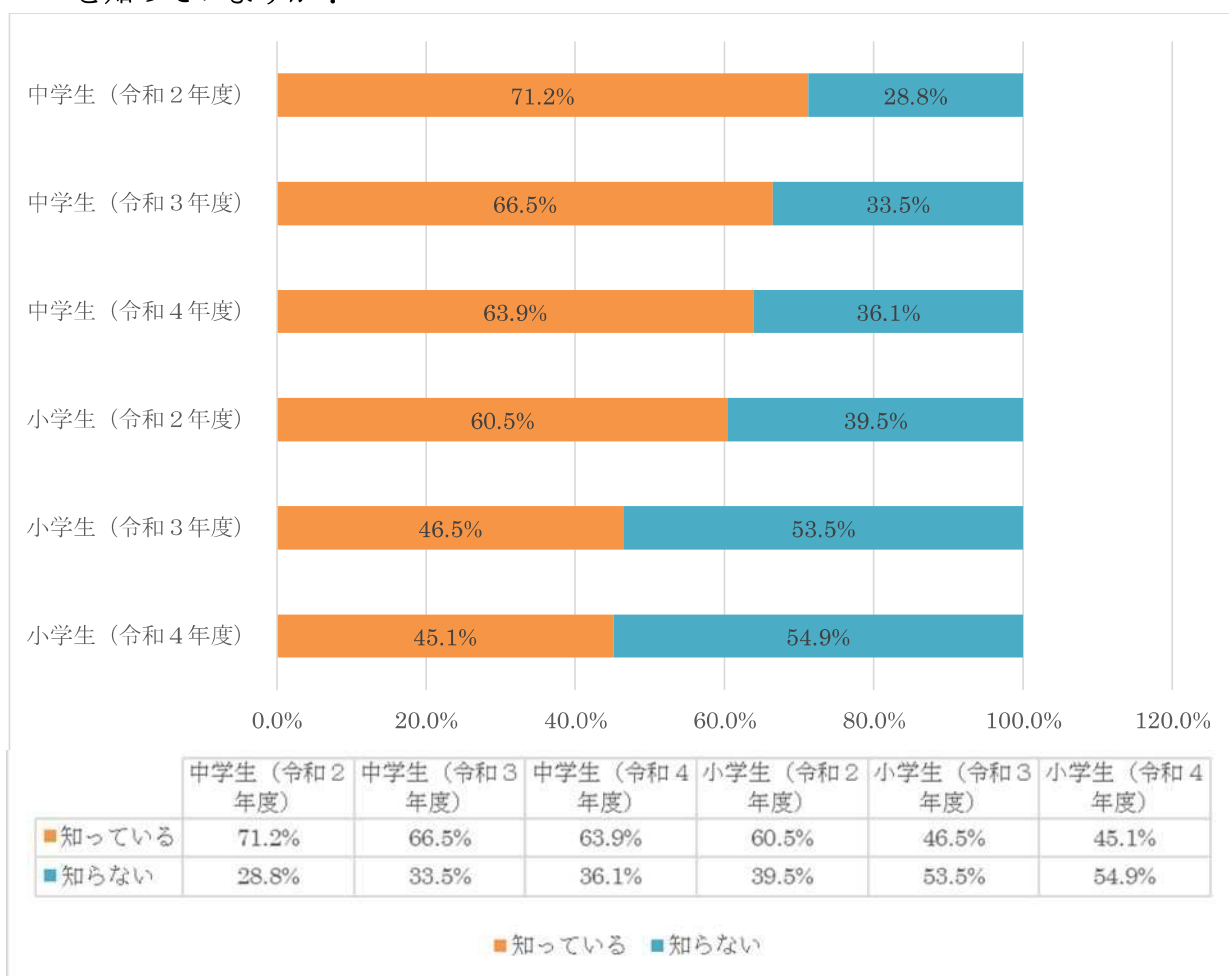
小学校 9,603人 (回収率: 92.9%)

中学校 1,893人 (回収率: 85.7%)

(2) 調査結果

(ア) 「みなと子ども相談ねっと」について

インターネットに繋がるスマホや携帯電話で相談できる「みなと子ども相談ねっと」を知っていますか？



(3) さらに認知度を高めるための取組

(ア) 教育委員会の協力により、令和4年度に、区立小・中学校の学習用タブレットに、「みなと子ども相談ねっと」のショートカットを配信しました。

(イ) 広報みなとの一面にて、本事業を紹介します。

(ウ) 令和5年度は、子どもの相談先を一覧で記載したリーフレットを配布、「みなと子ども相談ねっと」や電話等、様々な方法で相談可能であることを周知します。

令和5年度 港区青少年健全育成活動方針



「地域の子どもは地域ぐるみで育てましょう」

活動方針を達成するためには

まず 家庭内の信頼関係を強めることが大切です。
その家庭を支えるために「**地域の子どもは地域ぐるみで育てる**」という視点から、学校・地域・その他の関係機関が互いに協力して、港区全体で日常的に青少年の健全育成活動に取り組みます。



青少年健全育成に関する相談

いじめ、友人関係、性や体に関する悩み、子育て中の保護者の悩みなど困っていることはありませんか？
子どもも保護者も、ひとりで悩まずに、ぜひ相談してください。



子ども・子育て
相談窓口一覧
(港区ホームページ)

港区青少年問題協議会

基本目標

基本目標 ① 青少年が犯罪に巻き込まれない安全・安心な環境の確保



基本目標 ② 青少年が意見を表明する機会を確保し、青少年同士・家族間・青少年と地域の人々が関わりを深めることのできる機会の充実



基本目標 ③ 青少年が自他の生命を大切にし、思いやりの心や社会を生きていく力を育み、多様性を尊重する体験や機会の充実



基本目標 ④ 青少年が地域の一員としての自覚を持ち、防災力を向上することができる機会の充実



各基本目標に記載のマークは、関連するSDGsのゴールを示しています。詳しくは港区ホームページをご覧ください。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

関連するSDGsのゴール
(港区ホームページ)

活動方針

活動方針 ① インターネットトラブル、性犯罪を含む犯罪行為、暴力団、消費者被害などから青少年を守り、また、青少年犯罪を防止するため、地域の安全の点検・改善や、青少年自身の危機回避能力向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深めましょう

活動方針 ② 青少年が意見を表明する機会を確保するとともに、地域の活動等を通じて家庭を支え、青少年同士、家族間、地域の多様な人々が互いに知り合い、関わりを深めることのできる機会を日頃からつくりましょう

活動方針 ③ 自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が直接自然や社会と関わり、自他の生命を大切にし、自己肯定感(※)を育むとともに、多様な価値観への理解を深める機会をつくりましょう

活動方針 ④ 突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識、技術を身につける機会をつくりましょう

※自己肯定感とは・・・生まれて良かったと感じ、自分自身を大切にできる態度や感情をいいます。

重点的な取組

◆ 地域の見守りの中で自分や人を大切にする心を育む取組 ◆

- ・ 誰に対しても、思いやりを持って関わることのできる心を育む
- ・ 自分の身を守り、人を傷つけない、健全な気持ちや判断能力を育む

<令和5年度重点的な取組 設定の背景>

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で子どもを見守る環境が大きく変わりました。家庭環境が見えづらくなり、生活困窮やヤングケアラー等の把握・適切な支援が必要です。また、オンラインでの生活がより身近になり、インターネット、SNS等の利用から青少年が犯罪等に巻き込まれないよう取り組んでいくことが必要です。地域で見守り、青少年が人と関わりを深め、自分の身を守り、人を傷つけないように、思いやりを持って生活できるよう取り組みます。

青少年健全育成に係る具体的な取組例

区や学校、地域等で行われている青少年健全育成活動の一例です。事例を参考に、みんなで積極的に取り組みましょう！

活動方針①

「インターネットトラブル、性犯罪を含む犯罪行為、暴力団、消費者被害などから青少年を守り、また、青少年犯罪を防止するため、地域の安全の点検・改善や、青少年自身の危機回避能力向上に取り組むとともに、関係機関相互の連携を深めましょう」に関する取組例

- SNS ルールの策定 学校や家庭ごとに SNS の使用ルールを定める取組
- 社会を明るくする運動 犯罪・非行防止と犯罪者の更生への理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動イベントやパレード等を実施、小・中学校へ啓発用品を配布
- 暴力団排除キャンペーン
- 薬物乱用防止活動 薬物乱用防止講習会の実施
- 交通安全・防犯・セーフティ教室等 保育園、幼稚園、学校や児童館等で、警察等と連携し、交通安全や不審者対策（自転車交通安全教室、区民防犯研修会、不審者侵入対応訓練等）インターネットの安全利用等を啓発する活動、スマホ・ケイタイ安全教室、命の大切さを学ぶ教室等を実施
- 消費者教育啓発のパンフレット配布 「小学生の消費生活ノート」「中学生のかしこい消費生活」「オトナ消費者へ ステップアップ」
- さまざまな団体が連携した地域での見守り活動
- 地域の防犯等パトロール、青色防犯パトロール
- みんなと安全安心メール、学校・児童施設等の緊急メール配信サービス
- みんなと安全安心ハンドブック
- 子ども 110 番事業 不審者等から追いかけられた子どもを協力者が保護し、安全を図る仕組み
- 地域団体が協力した落書き除去活動
- 地域安全マップづくり 子ども自身による地域や保護者等との「地域安全マップ」の作成



活動方針②

「青少年が意見を表明する機会を確保するとともに、地域の活動等を通じて家庭を支え、青少年同士、家族間、地域の多様な人々が互いに知り合い、関わりを深めることのできる機会を日頃からつくりましょう」に関する取組例

- 児童館・子ども中高生プラザ・一時保護所等での子ども会議 子どもたちが様々なテーマで意見交換を行う取組
- 学校での児童会活動・生徒会活動 学級や学校を代表し、様々な意見を出し合い、学校行事の企画や学級・学校の課題解決等を行う活動
- 子どもサミット 小・中学生が今後の自分たちの生活をよりよくするためにすべきこと等について提言
- 子ども・おとな・地域みなトーク事業 子ども・子育て当事者と地域の子育て支援者等がつどい、意見交換を行う事業
- 保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等における行事などでの地域との交流
- 各青少年対策地区委員会実施の地域交流イベント
御成門地区ファミリーボウリング大会、三田地区パラリンピック競技体験
高松地区スポーカルまつり、港南地区バスハイク、白金地区白丘から台場へ歩こう会、
六本木地区スキー教室、高陵地区スポーツ大会、赤坂地区バスハイク
青山地区スキー教室、お台場地区スキー教室 等
- PTA による地域と連携したイベントの実施
- 中学生の職場体験・職場訪問 授業の一環として、地域の事業所で数日間の職場体験やインタビュー活動等を行う取組
- 子ども会まつり 港区子ども会連合会が中心となり、地域の関係団体と共催の事業
- 地域で行われるスポーツイベント・スポーツ教室 区と地域が協働する各種スポーツイベント、学校等の施設を活用したスポーツ教室や障害者スポーツの体験教室等（MINATOシティハーフマラソン、タグラグビー教室、パラスポーツ体験会等）
- 地域連携によるあいさつ運動
- 子育てコーディネーター事業 地域で活動する子育てコーディネーターが児童や保護者等の相談対応・情報提供を行う事業



活動方針③

「自然体験や社会貢献、異年齢活動等、青少年が直接自然や社会と関わり、自他の生命を大切にし、自己肯定感を育むとともに、多様な価値観への理解を深める機会をつくりましょう」に関する取組例

- 地域での自然体験事業 区と地域が共催するみなとキャンプ村事業、児童館等のキャンプ、PTA 実施の農業体験等
- 自治体連携による自然体験・交流事業 芝地区と茨城県稲敷郡阿見町、麻布地区と山形県最上郡舟形町、赤坂青山地域と岐阜県郡上市、芝浦港南地区と秋田県にかほ市、台場地域と福島県柳津町 等
- みなと区民の森（あきる野市）を活用した環境学習 区が主催する生き物観察や間ばつ体験等のさまざまな環境学習の実施
- 緑のカーテンプロジェクト 保育園・幼稚園・小学校等の区有施設で緑のカーテンを設置
- エコライフ・フェアMINATO 区・企業・民間団体等が取り組む環境活動の展示、環境に関するワークショップ等
- 保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等のエコ活動
- 小・中学生の環境に関する自主研究
- 保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等での飼育動物等の世話
- 中高生と乳幼児のふれあい 職場体験や家庭科学習、ボランティアの受入れ等で、中高生が保育園や幼稚園を訪問する取組
- 福祉の体験学習等 小・中・高校等で実施する車いす体験やアイマスク体験等の福祉体験学習
- 地域清掃等のボランティア活動
- 子どもの居場所づくりチャレンジ事業 子ども中高生プラザ等で、中高生が主体的に活動や体験ができる居場所づくりの取組
- こころの体温計 パソコンや携帯電話でいつでも気軽にストレス度や落ち込み度をセルフチェックできる取組



活動方針④

「突然の災害に対応するために、日頃から青少年自身が地域の一員としての自覚を持ち、防災意識や知識、技術を身につける機会をつくりましょう」に関する取組例

- 総合防災訓練 区とさまざまな団体が連携し、区内7会場で行われる総合的な防災訓練 町会・自治会ごとの地域の訓練に児童が参加するほか、小・中学校とも連携し、小・中学生の積極的な参加を呼びかけています。
- 各種防災・避難訓練、防災教室 小・中学校等の施設における避難・引き取り訓練、消防署や警察署の協力を得た訓練や防災教室、地域と合同でいも煮の炊き出し等も交えた訓練等 お台場学園防災 jr. チーム
- 消防少年団活動 小学生から消防に関する知識や技術を身につける訓練の実施 地域での防火・防災の啓発や環境美化活動等の地域貢献活動



港区の青少年をとりまく課題や必要とされる取組

1 インターネットやSNSに関連する有害環境への適切な対応

- (1) インターネットの適正な利用のため、フィルタリングを促進し、使い方のルール作りに取り組みます。
- (2) SNS等に関連した、性被害を含む子どもの犯罪被害やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷、個人情報の流出等を防止するため、家庭・学校・地域が連携して啓発を図ります。

2 犯罪や事故に巻き込まれる危険性への対応

- (1) 正しい性の理解と危機回避能力の向上を図ることで、性被害(児童ポルノの関与、児童買春等)の防止に取り組み、あわせてエイズ・性感染症の予防や検査についての啓発を強化します。
- (2) 繁華街の防犯パトロールや落書き防止を通じ、「港区暴力団排除条例」に基づく暴力団排除活動を推進し、犯罪に巻き込まれない環境を確保します。
- (3) 大麻や覚せい剤、危険ドラッグ等の危険性に関する正しい知識を啓発します。
- (4) 万引き、特殊詐欺への加担が犯罪だと自覚を持たせるための環境づくりや規範意識を醸成し、また、ストーカー事案等の被害者にも加害者にもならないよう、被害の実態や相談窓口等についての広報啓発をすすめます。
- (5) 社会経験や契約知識等が不十分な若者は、悪質商法のターゲットになりやすい傾向がみられるため、消費者被害に巻き込まれることを防止するとともに、消費者教育を推進します。
- (6) 地域の見守りの中で、子どもが交通事故に合わないよう、交通安全教室、安全運転の励行等、交通安全に関する活動と連携し、子どもの安全確保の対策を推進します。

3 人と人との関わりを深める機会の充実

- (1) 様々な人が互いに支え合う地域社会の実現に向け、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を育成できるような機会を充実します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症、少子化・核家族化、生活価値観の変化等に応じ、青少年同士、家族間のコミュニケーションの質の向上や機会の充実ができるよう取り組みます。
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを契機に、様々な体験活動やボランティア活動を通じ、社会性や主体性を育む機会を充実し、地域における居場所づくりを推進します。
- (4) 国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚を育むため、国際理解を深める学習の機会や異文化交流活動の推進を図ります。

4 自分や他人を思いやる心を育む取組

- (1) 自然や生き物とかかわる自然体験や、生命を尊ぶ気持ちの大切さを知り、自分や人を思いやる気持ちを育む多様な機会の充実に取り組みます。
- (2) いじめをしない、させない、見過ごさない、子どもがSOSを出せる環境づくりに取り組みます。
- (3) 地域全体で障害や多様な性等を理解し、個性を尊重し合いながらともに地域で生活できる意識啓発や、環境づくりに取り組みます。
- (4) 自分自身の心や体を大切にし、年齢・発達程度に応じた不安・悩みの相談や安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

5 ひきこもり等の青少年への支援

- (1) 個別的・継続的な支援を行うとともに、一人ひとりの特性を生かした就学・就労につながる地域における支援を推進します。

6 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の防止

- (1) 全国的に増加傾向にあり、深刻な状況にある児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の家庭に係る問題を未然に防止するため、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を図ります。

7 子どもの未来を応援する取組

- (1) 経済状況をはじめとする家庭環境によって、子どもの将来が左右されることのないよう、必要な環境整備と、教育の機会均等を図ります。
- (2) 子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携する港区子ども食堂ネットワークを活用し、地域、企業の力を結集した活動を推進し、子どもの孤食解消と保護者支援を図ります。
- (3) 地域や関係機関等が連携してヤングケアラーの早期発見や把握ができるよう、社会的認知度の向上、適切な支援に取り組みます。

8 防災力向上のための取組

- (1) 近年台風や洪水、地震などの自然災害が多発しており、大規模災害時の具体的な訓練や家族への緊急連絡方法の確認等、日頃の備えを促進します。
- (2) 青少年自身が身の回りの危険に気づき、安全を確保するための知識を深める機会を充実します。

1~8に関連する情報も参照できます。(消費者教育、子ども食堂、ヤングケアラー等)



港区の青少年をとりまく課題や必要とされる取組(港区ホームページ)

港区青少年問題協議会

区長の付属機関として設置している港区青少年問題協議会は、毎年、「青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係行政機関と地域活動団体等との連絡調整を行っています。

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	武 井 雅 昭	港区長
副 会 長	浦 田 幹 男	港区教育長
委 員	ゆうき くみこ	港区議会議長
委 員	なかまえ 由紀	港区議会副議長
委 員	杉 浦 のりお	港区議会保健福祉常任委員会委員長
委 員	兵 藤 ゆうこ	港区議会区民文教常任委員会委員長
委 員	松 本 恵 実	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
委 員	山 川 瑠 璃	東京保護観察所保護観察官
委 員	鈴 木 俊 明	愛宕警察署長
委 員	赤 尾 浪 広	品川公共職業安定所長
委 員	黛 和 範	警視庁大森少年センター所長
委 員	三 浦 和 志	港区立白金の丘中学校長
委 員	中 村 美奈子	港区立赤羽小学校長
委 員	石 井 延 隆	港区青少年対策御成門地区委員会会長
委 員	山 中 秀 樹	港区青少年対策三田地区委員会会長
委 員	瀧 雅 人	港区青少年対策高松地区委員会会長
委 員	古 角 佐知子	港区青少年対策港南地区委員会副会長
委 員	芝 耕太郎	港区青少年対策白金地区委員会副会長・港区青少年委員会副会長
委 員	岩 本 全 史	港区青少年対策六本木地区委員会副会長
委 員	渡 辺 光太郎	港区青少年対策高陵地区委員会会長
委 員	西 尾 健	港区青少年対策赤坂地区委員会会長
委 員	小 堀 章	港区青少年対策青山地区委員会相談役
委 員	永 山 幸 江	港区青少年対策お台場地区委員会会長
委 員	関 本 造 明	港区立中学校 P T A 連合会会長
委 員	伊 藤 光 一	港区立小学校 P T A 連合会会長
委 員	金 井 泰 子	港区子ども会連合会会長
委 員	田 中 泉	港区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	出 野 泰 正	港区保護司会会長
委 員	鈴 木 晴 美	港区更生保護女性会会長
委 員	青 木 康 平	港区副区長

(令和5年2月1日現在)